

鳥羽で最期まで暮らそう

在宅医療を支える

多職種の役割を知ろう!!

市在宅医療・介護連携部会 ☎(25) 1182

短期入所（ショートステイ）編



濱谷憲司支援相談員

短期入所（ショートステイ）とは、一時的に施設に宿泊して生活する介護サービスです。食事・入浴・排せつなどの生活介護と簡単な機能訓練を行う短期入所生活介護と、生活介護を行いつつ専門のリハビリスタッフのものでリハビリを行う短期入所療養介護があります。（図1）

どういう人が利用できるの？

利用するには、要介護認定を受けていることが条件であり、介護度によって利用できる日数に違いがあります。

利用したいときは？

介護するかたの体調不良や冠婚葬祭などで、一時的に介護ができない場合に利用するほか、介護するかたが休息するために利用することもできます。

ケアマネジャーにショートステイの利用希望とともに、利用したい期間やリハビリが必要かどうかを伝えます。ケアマネジャーは、本人や家族、主治医やほかの関係者からいただいた病気や薬、普段の生活についての情報をもとに、その人に合ったケアプランを作成してサービスを提供します。（図2）



図1 短期入所（ショートステイ）の種類とサービスの違い

	短期入所生活介護	短期入所療養介護
送迎	○	○
食事	○	○
入浴	○	○
レクリエーション	○	△
リハビリ（機能訓練）	△	○
事業所	有料老人ホーム 特別養護老人ホーム	介護老人保健施設 介護療養型医療施設



図2

ショートステイの利用までの流れ

ケアマネジャーへ相談し、希望に沿った事業者を探す



ケアマネジャーからの情報をもとに受け入れが可能かどうかを事業者側で検討する



受け入れ可能なら、ケアマネジャーと事業者の担当者がケアプランを作成する



ケアプランが完成したら、事業者と契約を行い利用開始する

※上記の流れは一例であり、事業者や利用者の状況によっても異なります。

『鳥羽市在宅医療・介護連携部会』市民公開講座

大切な人を看取るときに知っておきたいこと

～やさらかな最後のときに～

家族の大切な人が最期のときを迎えられるまで、抱える不安を取り除き、大切な人との残された時間を心の準備をした上で過ごしていただくために、それまでにみられる身体の変化をあらかじめ知っておくことや、対処方法を理解しておくことが大切です。

大切な人を住み慣れた地域や自宅で、最期のときをやすらかに看取するために、この講座を開催します。

と き 3月18日（日） 午後1時30分～3時

と ころ 保健福祉センターひだまり2階・ひだまりホール

講 師 四日市市羽津医療センター
訪問看護認定看護師 松下 容子 氏

申込期限 3月14日（水）

※申し込み方法など詳しくは健康福祉課地域包括支援センターに問い合わせてください。